

令和8年度 入学料免除等申請要項

入学料免除・徴収猶予の申請者は、この要項で必要書類を確認の上、郵送で提出してください。なお、配達状況を追跡できる方法（レターパック、簡易書留等）で送付してください。

■ 申請受付日程

受付期間	3月2日（月）～12日（木）必着 ※学部生・2次募集合格者のみ4月14日（火）必着分まで受付 ※必要書類のうち成績証明書に限り4月14日（火）必着 （大学卒業後に証明を受ける必要があるため）
提出先	〒811-4192 福岡県宗像市赤間文教町 1-1 福岡教育大学学生支援課 入学料・授業料免除等担当

※原則、郵送で申請してください。持参する場合は、受付期間中の 9:00～12:30、13:15～16:30 に学生支援課窓口へ提出してください。（土日・祝日、入構禁止日を除く）

■ 注意事項

- ・ 下記の場合、直ちに入学料を納入していただきます。
 - ① 入学料免除・徴収猶予の申請者が提出期限までに必要書類を提出しなかった場合
…免除等申請を辞退したものとみなし、申請を取り消します。
 - ② 入学料免除・徴収猶予の申請後に、入学を辞退する場合
…入学手続を完了した時点で、入学料の債務が発生します。入学を辞退しても、入学料の免除にはなりませんので、十分に注意してください。
- ・ 入学料免除・徴収猶予の申請後に入学料を納入する場合は、学生支援課に連絡してください。なお、申請後に入学料を納入した場合、入学料の払戻しはできません。
- ・ 申請書類等に虚偽の事実があった場合は、選考の対象から除外します。許可後虚偽の事実が発覚した場合は、許可を取り消すことがあります。

【個人情報の取り扱いについて】

- ・ 申請のため提出された各書類の個人情報は、入学料免除等業務（統計資料を含む）以外の目的には使用いたしません。

問い合わせ先 福岡教育大学 学生支援課 入学料・授業料免除等担当
TEL : 0940-35-1250
8:30～12:30, 13:15～17:00（土日・祝日を除く）

1. 入学料免除・徴収猶予の申請資格

(基準日：令和8年4月1日)

入学料免除は、以下の者の内、(1)、(2)いずれかの特別な事由に該当する場合に申請することができます。

- ・大学院生（長期履修生含む）
- ・専攻科生
- ・私費外国人留学生

また、以下の者は徴収猶予に申請することができます。

- ・高等学校等を初めて卒業した年度の翌年度の末日から、2年以上経過して本学に入学した者

例：2025年4月に本学に入学した者－2022年3月（またはそれ以前）に高等学校等を卒業した者
2026年4月に本学に入学した者－2023年3月（またはそれ以前）に高等学校を卒業した者

※高等学校卒業程度認定試験合格者、本学に入学する以前に他の大学等に在学していた者は個別に申し出ること。

- ・その他、学力成績に係る基準、家計に係る基準以外の理由で修学支援新制度（日本学生支援機構の給付奨学金）に採用されないことが見込まれる者

特別な事由

- (1) 本学に入学する者で経済的理由により授業料の納入が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合。
- (2) 入学前1年以内において、学資負担者が死亡し、又は風水害等の災害を受けたことにより、入学料の納入が困難であると認められる場合。
- (3) (2) に準ずる場合であって学長が相当と認める事由がある場合

2. 入学料免除・徴収猶予の必要書類

「必要書類確認表【一般申請者・独立生計者】」、又は**「必要書類確認表【私費外国人留学生申請者】」**を確認の上、不備のないように書類を取り揃えて提出してください。必要な書類が未提出の場合は、選考の対象から除外することがあります。

審査のための内容確認、補足として追加資料の提出が必要な場合には、学生支援課から連絡をすることがあります。説明を求められた際に回答できるよう、申請者は申請内容を熟知しておいてください。電話、メール、又は郵送で行いますので、速やかに対応してください。

入学料免除・徴収猶予と併せて授業料免除等を申請する者は、入学料免除・徴収猶予の申請書類のコピーを取っておいてください。授業料免除等の申請時に、そのコピーと「授業料免除願」を提出していただきます。

3. 入学料免除・徴収猶予の選考

家計基準・学力基準に基づき、選考の上、免除者を決定します。選考結果は5月下旬に通知予定です。

4. 入学料免除における免除額

免除の額は、原則として入学料の半額又は全額です。なお、申請者が必ず免除になるとは限りません。不許可又は半額免除の場合に備えて納入準備をしておいてください。

5. 不許可又は半額免除となった場合の入学料の納入

入学料免除・徴収猶予の申請者については、その可否が決定されるまでの間は入学料の納入が猶予されます。

可否決定により入学料の免除が不許可（又は半額免除）、もしくは徴収猶予が不許可となった場合は、その決定のあった日から 14 日以内に納入すべき入学料を財務企画課（出納担当）に納入してください。納入しない場合は、除籍となります。

免除の不許可又は半額免除となった方が徴収猶予を受けようとする場合は、免除の可否決定があった日から 14 日以内に申請しなければなりません。

6. 入学料徴収猶予が許可となった場合の入学料の納入

徴収猶予が許可された場合は、徴収猶予期間終了（申請年度の 9 月末日）までに財務企画課（出納担当）に納入してください。納入しない場合は、除籍となります。